

# 臨時購入医薬品採用要領

平成27年9月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院薬事委員会要綱第9条の規定により、新規採用医薬品のうち、一時的に使用する医薬品（以下「臨時医薬品」という。）の採用に関する基準及び手続きを定める。

(採用基準)

第2条 臨時医薬品の採用は、次の各号の基準による。

- (1) 一定期間、患者を限定して使用する医薬品であること。
- (2) 特殊疾患や緊急に使用する場合で他に同種・同効薬がない等、一時的に購入することについて相当な理由があること。
- (3) 有効性及び安全性に優れ、臨床的評価が定まっていること。
- (4) 医薬品の保管及び管理について、特に支障がないこと。
- (5) 対象患者数や使用頻度を鑑み、今後院内での継続的な使用が見込まれる薬品については、定期購入への変更を検討すること。

(購入申請)

第3条 臨時医薬品の購入を希望するもの（以下「申請者」という。）は、別記様式の臨時医薬品使用申請書（以下「申請書」という。）を委員長に提出しなければならない。ただし、係長又は副医長以下の職にあるものは、課長又は医長以上の承認を必要とする。

(答申)

第4条 委員長は臨時医薬品の購入の可否を決定し、病院長に答申する。

- 2 前項の規定に関わらず、委員長は必要に応じ購入の可否について委員会に諮り審議を行う。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。